

口 当該開始の日前九年以内に開始した当該特定連結子法人（当該開始の日に

当該株式移転（適格株式移転に限る。）が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）のその承認に係る各連結事業年度において生じた前項第一号口に掲げる連結欠損金個別帰属額

二 省略

5 4 省略

5 連結法人の次の各号に掲げる連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該各号に定める連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該連結欠損金個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

二 連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第五項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

三 連結親法人又は連結子法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）とし、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係があるものに限るものとし、連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除く。以下この号において「非連結法人」という。）を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等（同項に規定する政令で定

口 当該開始の日前七年以内に開始した当該特定連結子法人（当該開始の日に

当該株式移転（適格株式移転に限る。）が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）のその承認に係る各連結事業年度において生じた前項第一号口に掲げる連結欠損金個別帰属額

二 同上

5 4 同上

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第五項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

二 連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第五項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

三 連結親法人又は連結子法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）とし、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係があるものに限るものとし、連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除く。以下この号において「非連結法人」という。）を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等（同項に規定する政令で定

めるものを除く。以下この号において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該適格組織再編成等の日(当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)の属する連結親法人又は連結子法人と当該非連結法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。)の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人又は連結子法人の連結欠損金個別帰属額を同項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

四

第八十一条の三第一項(第五十九条の規定により個別損金額を計算する場合に限る。)(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある連結事業年度(以下の号において「適用連結事業年度」という。)以後の各連結事業年度(第五十九条第二項(同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第三項の規定により個別損金額を計算する場合には、適用連結事業年度後の各連結事業年度) 適用連結事業年度終了の日の属する連結親法人事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じたその適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち当該損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額

五

連結子法人が破産手続開始の決定により解散をした場合の当該破産手続開始の決定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該破産手続開始の決定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前九年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

六

連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合(第一号、第二号又は前号に規定する場合に該当する場合を除く。)のその有しなくなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 その有しなくなつた日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

めるものを除く。以下この号において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該適格組織再編成等の日(当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)の属する連結親法人又は連結子法人と当該非連結法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。)の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人又は連結子法人の連結欠損金個別帰属額を同項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

四

連結子法人が破産手続開始の決定により解散をした場合の当該破産手続開始の決定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該破産手続開始の決定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

五

連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合(前各号に規定する場合に該当する場合を除く。)のその有しなくなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 その有しなくなつた日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額

二項第一号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものにあつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものにあつては同号に規定する適格合併の日の属する連結事業年度又は同号の残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度とする。)について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合であつて連結欠損金額の生じた連結事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合に限り、適用する。

8| 第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一 普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(第六十六条第六項第一号又は第三号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するものを除く。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)

二 協同組合等である連結親法人

9| 第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項から第五項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)

第八十一条の十二 普通法人である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十五の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、連結親法人のうち、各連結事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものの各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 協同組合等である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

二項第一号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものにあつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額で同項の規定により連結欠損金額とみなされたものにあつては同号に規定する適格合併の日の属する連結事業年度又は同号の残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度とする。)について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

8| 第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)

第八十一条の十二 普通法人である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、連結親法人のうち、各連結事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものの各連結事業年度の連結所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 協同組合等である連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、各連結事業年度の連結所得の金額に百分の二十三の税率を乗じて計算した金額とする。

(連結特定同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 省略

2

前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第四項において「連結所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額（の計算）の規定により同項に規定する負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。）

一〇三 省略

四 個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額を除く。）、第二十六条第二項に規定する減額された金額及び同条第六項に規定する還付を受ける金額並びに第八十一条の五（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

五 第八十一条の九（連結欠損金の繰越し）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額並びに個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する合計額に達するまでの金額並びに同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額の合計額

(連結事業年度における所得税額の控除)

(連結特定同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 同上

2

一〇三 同上

四 個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額を除く。）、第二十六条第二項に規定する減額された金額及び同条第六項に規定する還付を受ける金額並びに第八十一条の五（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

五 第八十一条の九（連結欠損金の繰越し）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額並びに個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する合計額に達するまでの金額並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額の合計額

3-7 省略

(連結事業年度における所得税額の控除)

第八十一条の十四 連結法人が各連結事業年度において所得税法第百七十四条各号

(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する利子等、配当等、給付補填金、

利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき

同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結

事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき

金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 省略

2-8 省略

9 第一項の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類並びに個別控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があり、かつ、個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 第二項及び第三項の規定は、個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法

人税額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度又は各事業年度の連結確定申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書(以下この項において「申告書等」という。)に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書又は当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額を記載する書類の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受ける

第八十一条の十四 連結法人が各連結事業年度において所得税法第百七十四条各号

(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する利子等、配当等、給付補填金、

利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき

同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結

事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、連結確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 同上

2-8 同上

9 第一項の規定は、連結確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載並びに個別控除対象外国法人税の額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添付があり、かつ、個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 第二項及び第三項の規定は、個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法

人税額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度又は各事業年度について当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書又は当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額を記載する書類の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に個別繰越控除限度額又は個別繰越控除対象外国法人税額

べき金額を記載した書類及び個別線越控除限度額又は個別線越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があり、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額に係る個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各連結事業年度又は各事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額として記載された金額又は当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

11 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

12 省略

(連結中間申告)

第八十一条の十九 連結親法人（普通法人に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、その連結事業年度が六月を超える場合には、当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一・二 省略

(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)

の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付し、かつ、これらの規定による控除を受けるべき金額に係る個別控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各連結事業年度の連結確定申告書に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額として記載された金額又は当該各事業年度の確定申告書に当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

11 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は連結控除限度個別帰属額等（前項に規定する連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額又は控除限度額若しくは控除対象外国法人税の額をいう。）の全部又は一部につき前二項の記載若しくは書類の添付がない連結確定申告書若しくは確定申告書の提出があつた場合又は前二項に規定する書類の保存がない場合においても、その記載若しくは書類の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは書類の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

12 同上

(連結中間申告)

第八十一条の十九 連結親法人（普通法人に限る。以下この条において同じ。）は、その連結事業年度が六月を超える場合には、当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一・二 同上

(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)

第八十一条の二十 連結親法人が当該連結事業年度開始の日以後六月の期間を一連結事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額を計算した場合には、その連結親法人は、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書の規定により連結中間申告書を提出することを要しない場合又は第二号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一・三 省略

2 省略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款（課税標準の計算）（第八十一条の九第七項（連結欠損金の繰越しの要件）を除く。）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、第八十一条の十四第二項（連結事業年度における所得税額の控除）及び第八十一条の十五第九項（連結事業年度における外国税額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、同条第十項中「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「連結中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とする。

4 前項に定めるものほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結確定申告書の提出期限の延長）

第八十一条の二十三 前条第一項の規定による申告書を提出すべき連結親法人が、災害その他やむを得ない理由（次条第一項に規定する理由を除く。）により、連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため当該申告書を前条第一項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

第八十一条の二十 連結中間申告書を提出すべき連結親法人が当該連結事業年度開始の日以後六月の期間を一連結事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額を計算した場合には、その連結親法人は、その提出する連結中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一・三 同上

2 同上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款（課税標準の計算）（第八十一条の九第七項（連結欠損金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、第八十一条の十四第二項及び第三項（連結事業年度における所得税額の控除）並びに第八十一条の十五第九項（連結事業年度における外国税額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」と、同条第十項中「連結確定申告書にこれら」とあるのは「連結中間申告書にこれら」と、同条第十一項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」とする。

（連結確定申告書の提出期限の延長）

第八十一条の二十三 前条第一項の規定による申告書を提出すべき連結親法人が、災害その他やむを得ない理由（次条第一項に規定する理由を除く。）により、連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため当該申告書を前条第一項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条（災害等による期限の延長）の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

2 省略

(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)

第八十一条の二十四 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けている連結親法人については、連結法人につき当該連結事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該連結事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一條(災害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

5 第一項の規定の適用を受けている連結親法人が、当該連結事業年度(前項の規定の適用に係る連結事業年度を除く。)について、連結法人に生じた災害その他やむを得ない理由により、当該連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一條の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

6 省略

(連結子法人の連帯納付の責任)

第八十一条の二十八 省略

2 前項に規定する法人税を連結子法人から徴収する場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三條第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二條第十二号の七の三(定義)に規定する連結子法人の同法第八十一条の二十八第一項(連結子法人の連帯納付の責任)に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地」とする。

(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条 連結法人が、連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十一第一項

2 同上

(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)

第八十一条の二十四 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けている連結親法人については、連結法人につき当該連結事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該連結事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び国税通則法第十一條(災害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

5 第一項の規定の適用を受けている連結親法人が、当該連結事業年度(前項の規定の適用に係る連結事業年度を除く。)について、連結法人に生じた災害その他やむを得ない理由により、当該連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合には、国税通則法第十一條の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

6 同上

(連結子法人の連帯納付の責任)

第八十一条の二十八 同上

2 前項に規定する法人税を連結子法人から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二條第十二号の七の三(定義)に規定する連結子法人の同法第八十一条の二十八第一項(連結子法人の連帯納付の責任)に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地」とする。

(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条 連結法人が、連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十一第一項

第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る連結事業年度又は事業年度後の各連結事業年度で決定を受けた連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る連結事業年度後若しくは事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項第一号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る連結事業年度又は事業年度後の各連結事業年度で決定を受けた連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項

第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る連結事業年度後若しくは事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

（更正に関する特例）

第一百二十九条 省略

2 税務署長が第一百三十五条第一項（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の更正をする場合における国税に係る共通的な手続並

びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又は本に掲げる金額のうち法人税法第一百三十五条第一項又は第二項（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

（更正に関する特例）

第一百二十九条 同上

2 税務署長が第一百三十五条第一項（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二

項（更正通知書の記載事項）の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又は本に掲げる金額のうち法人税法第一百三十五条第一項又は第二項（仮装経理に基づく过大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）の規定の適用がある金額」とする。

(青色申告書等に係る更正)

第二百三十条 省略

2 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の更正をする場合には、その更正に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項(更正通知書の記載事項)に規定する更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない。

(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)

第二百三十三条 内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に係る法人税につき更正(当該法人税についての更正の請求(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項(更正の請求))の規定による更正の請求をいう。次項及び次条において同じ。)に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第七十四条第一項第三号(所得税額等の控除不足額)又は第八十一条の二十二第一項第三号(連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後二月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

3・4 省略

(確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第二百三十四条 中間申告書又は連結中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税又は連結中間申告書に係る連結事業年

(青色申告書等に係る更正)

第二百三十条 同上

2 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第七十四条第一項第三号(所得税額等の控除不足額)又は第八十一条の二十二第一項第三号(連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)

第二百三十三条 内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第七十四条第一項第三号(所得税額等の控除不足額)又は第八十一条の二十二第一項第三号(連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前項の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限(これらの申告書が期限後申告書である場合には、これらの申告書を提出した日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

3・4 同上

(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)

第二百三十四条 中間申告書又は連結中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税又は連結中間申告書に係る連結事業年

度の法人税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号（中間納付額の控除不足額）又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書又は連結中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税につき更正（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第七十四条第一項第五号又は第八十一条の二十二第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 省略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいづれか早い日までの日数

度の法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号（中間納付額の控除不足額）又は第八十一条の二十二第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

4 同上

4 第一項又は第二項の規定により還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金（その基因となつた更正が次のいづれにも該当しないものを除く。） 同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。）

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日のいずれか早い日

イ 第二項の更正に係る確定申告書又は連結確定申告書が期限後申告書である場合 その提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する事業年度の所得の金額又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

5-7 省略
5-7 同上

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）

第一百三十五条 省略

2-7 省略

8 第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合には、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があつた場合には、その提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をす

る日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなり充當をする日（同日前に充當をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

9 省略

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第一百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内國法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外國源泉税等の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金不算入）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金不算入）及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金不算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十二条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十五・五の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3・4 省略

5 外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一 省 略

二 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係がある外國法人

イ・ロ 省 略

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第一百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内國法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金不算入）、第四十六条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金不算入）及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金不算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十二条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3・4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある外國法人

イ・ロ 同 上

ハ 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（

第四号において「受託法人」という。

ハ 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

次号における「受講法人」といふ

普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

四省略

(申告、納付及び還付等)

第一百四十五条 前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>(中間申告)</p>	<p>普通法人（清算中のものを除く。次 のものと同様）</p>
<p>（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により</p>	<p>（第一百四十二条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人の第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業（以下「</p>

三
同
上

(申告、納付及び還付等)

第一百四十五条 前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

2面下

	普通法人（清算中のものを除く。）	同上
（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人のすべてが収益事業を行つていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）によ	（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人のすべてが収益事業を行つていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）によ	同上

			設立されたもの以外のものの設立最初の事業年度
第七十二条第三項 (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)	省略	又は当該金額がない場合	国内において開始した日の属する事業年度又は当該普通法人の第百四十二条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度
損失金の繰越しの要件)を除く	省略	若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に、第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出(以下「納税管理人の届出」という。)をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合若しくは第一百四十二条に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業で国内において行うものを廃止する場合	若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に、第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人が国税通則法第一百十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出(以下「納税管理人の届出」という。)をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合若しくは第一百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業で国内において行なつむのを廃止する場合
	同上	同上	り設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度

			り設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に、第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人が国税通則法第一百十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出(以下「納税管理人の届出」という。)をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合若しくは第一百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業で国内において行なつむのを廃止する場合
損失金の繰越しの要件)並びに第二十三条の二(外国子会社から受けける配当等の益金不算入)及び第四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)を除く	損失金の繰越しの要件)並びに第二十三条の二(外国子会社から受けける配当等の益金不算入)、第四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第六十条の二(協同組	損失金の繰越しの要件)並びに第二十三条の二(外国子会社から受けける配当等の益金不算入)、第四十六条(非出資組合が賦課金で取	得した固定資産等の圧縮額の損金

第六十八条第三項 (所得税額の控除) 及び第六十九条 第十項(外国税額 の控除)中「確定 申告書」とあるの は「中間申告書」	第一百四十四条(外国法人に対する 準用)において準用する第六十八 条第三項(所得税額の控除)中「 確定申告書」とあるのは「中間申 告書」
第七十四条第一項 (確定申告) 規定による申告書 (確定申告書の提 出期限の延長)及 び第七十五条の二 第一項(確定申告)	省略
省略	省略

同上	同上	同上	同上	規定による申告書(第一百四十一 条第一号から第三号まで(外国法 人に係る法人税の課税標準)に掲げ る外国法人に該当する法人が納稅 管理人の届出をしないでこれらの)
同上	同上	同上	同上	規定による申告書(第一百四十一 条第一号から第三号まで(外国法 人に係る法人税の課税標準)に掲げ る外国法人に該当する法人が納稅 管理人の届出をしないでこれらの)
同上	同上	同上	同上	規定による申告書(第一百四十一 条第一号から第三号まで(外国法 人に係る法人税の課税標準)に掲げ る外国法人に該当する法人が納稅 管理人の届出をしないでこれらの)

書の提出期限の延長の特例)

号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合において提出すべきものを除く。)

第八十条第一項（省略 による還付）	第八十条第一項（省略 欠損金の繰戻しによる還付）
省略	省略

（更正及び決定）

第一百四十七条 第百三十条から第百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）、第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）及び第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

（受託者の連帯納付の責任）

第一百五十二条 省略

2 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第四十三条第一項（国税の徵収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徵収」とあるのは「法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第一百五十二条第一項（受託者の連帯納付の責任）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第一項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徵収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は當該連帯受託者が當該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における當該法人税の納税地」とする。

（更正及び決定）

第一百四十七条 第百三十条から第百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）、第一百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付）及び第一百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び外國法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

（受託者の連帯納付の責任）

第一百五十二条 同上

2 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徵収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徵収」とあるのは「法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第一百五十二条第一項（受託者の連帯納付の責任）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第一項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徵収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は當該連帯受託者が當該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における當該法人税の納税地」とする。

号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）

同上	同上	同上

(当該職員の質問検査権)

第一百五十三条 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、法人稅に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納稅地の所轄稅務署又は所轄國稅局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人稅に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に質問し、又はその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この編及び第一百六十二条第三号（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）において同じ。）その他の物件を検査することができる。

2 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄稅務署又は所轄國稅局の当該職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人稅に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人及び当該連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第一百五十四条 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、法人稅に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納稅地の所轄稅務署又は所轄國稅局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人稅に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に対し、金錢の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金錢の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

2 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄稅務署又は所轄國稅局の当該職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人稅に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人に対し、金錢の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金錢の支払若しくは物品の譲渡を受けれる権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。

3 分割法人は前二項に規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人はこれらの規定に規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に含まれるものとする。

第一百五十五条 前二条の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

第一百五六条 前三条の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(官公署等への協力要請)

第一百五十六条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(身分証明書の携帯等)

第一百五十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一百五十三条又は第一百五十四条第一項若しくは第二項（当該職員の質問検査権）（これらの規定を第一百五十五条（質問検査権に係る準用）において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一百五十九条 省略

2

省略

3 第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項又は第八十九条（第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（第一百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでいた法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額（第八十二条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場

第一百五十九条 同上

2

同上

合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)又は第八十九条第二号(第一百四十五条の五において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるその免れた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第一百六十二条 第七十一条第一項(中間申告)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による申告書で第七十二条第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項(連結中間申告)の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)(第一百四十五条の五(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十三条 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一百五十九条第一項若しくは第三項(法人税を免れる等の罪)、第一百六十条(確定申告書を提出しない等の罪)又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第一百五十九条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人は、

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条第一項(中間申告)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による申告書で第七十二条第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項(連結中間申告)の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条(退職年金等積立金に係る中間申告)(第一百四十五条の五(外国法人に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二 第百五十三条又は第一百五十四条第一項若しくは第二項(当該職員の質問検査権)(これららの規定を第一百五十五条(質問検査権に係る準用)において準用する場合を含む。)の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三 前号の検査に偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第一百六十三条 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一百五十九条第一項(法人税を免れる等の罪)、第一百六十条(確定申告書を提出しない等の罪)又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第一百五十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を